

附属機関等の概要

(令和6年(2024年)4月1日現在)

担当部課名	上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室健康推進課
-------	--------------------------

附属機関等の名称	北海道名寄保健所感染症診査協議会								
「附属機関」、「常設の懇談会」の別			附属機関						
設置年月日	平成11年4月1日								
設置根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条								
設置目的	<p><目的></p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、人権尊重の観点から、就業制限、入院勧告及び入院期間の延長並びに費用の負担に関する必要な事項を審議する。</p> <p><所掌事項、議題等></p> <p>1 保健所長の諮問に応じ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項の規定による通知、第20条第1項（第26条において準用する場合を含む）の規定による勧告及び第20条第4項（第26条において準用する場合を含む）の規定による入院の期間の延長並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な審議をすること。</p> <p>2 第18条第6項及び第19条第7項（第26条において準用する場合を含む）の規定による報告に関し、意見を述べること。</p>								
委員構成	<p>1 委員数 6名 【定数： 11名】</p> <p>（うち女性委員） 1名</p> <p>（うち公募委員） 1名 【公募枠： 1名】</p> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由（ ）</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>委員数（うち女性委員）</th></tr></thead><tbody><tr><td>感染症部会</td><td>4(1)</td></tr><tr><td>結核部会</td><td>4(1)</td></tr></tbody></table> <p>※ 委員のうち3名は、感染症部会と結核部会を兼務</p>			名称	委員数（うち女性委員）	感染症部会	4(1)	結核部会	4(1)
名称	委員数（うち女性委員）								
感染症部会	4(1)								
結核部会	4(1)								
会議の公開状況	<p>公開・一部非公開・非公開・未決定の別 非公開</p> <p>公開できない理由（一部非公開・非公開の場合）</p> <p>〔 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項に基づく患者個人に係る診査のため。 〕</p>								

□開催予定

【感染症診査協議会（本体）】

感染症診査協議会の設置及び運営に関する基準により、保健所長は、地域における感染症対策を推進するため、法第24条第3項による審議等とは別に、年1回開催するものとする。

【結核部会】

定例部会・・・毎月第1・第3水曜日 16時00分～16時30分

※上記期日が休日、祝日等の場合は翌週水曜日

※臨時部会（簡素化による方法）部会長の了承を得た上で、その後最初に開催する協議会において改めて診査を行う。

【感染症部会】

臨時部会・・・審議案件のある都度、随時開催

□開催場所

北海道名寄保健所会議室